

羽島市公募型指名競争入札実施要領

平成 9 年 5 月 16 日決裁

改正 平成 15 年 7 月 1 日決裁

平成 16 年 10 月 29 日決裁

平成 17 年 4 月 26 日決裁

平成 18 年 3 月 15 日決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に定める建設工事。以下「市工事」という。）について、建設業者に広範な入札参加機会を確保するとともに、入札参加意欲を尊重し、応募者の中から羽島市指名競争入札参加者選定要綱（昭和 51 年羽島市告示第 51 号。以下「選定要綱」という。）に基づき、入札参加希望者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 公募型指名競争入札は、工事規模が 1 億円以上 5 億円未満の建設工事について行うものとする。ただし、その内容が公募型指名競争入札に適さないものとして羽島市業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）が決定したものを除く。

(技術資料の提出を求める業者の選択)

第 3 条 第 2 条に掲げる対象工事を発注しようとする場合においては、選定要綱に基づく指名競争入札参加者名簿に登録されている者のうち、当該工事の規模、当該建設業者の認定時の評価、地域的特性等を勘案して、技術資料の提出を求める業者を 10 から 20 程度選択するものとする。

2 対象工事が特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用できる工事である場合は、この要領のほか羽島市特定建設共同企業体取扱要領（以下「共同企業体要領」という。）による。この場合、前項の規定による業者の選択は、共同企業体の代表者とする。

(技術資料の提出を求める際に送付する資料及びその送付方法)

第 4 条 技術資料を収集しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類（以下「送付資料」という。）を第 3 条により選択した業者に送付するものとする。なお、送付資料は郵送又は電送により送付するものとし、電送の場合は受付確認を行うものとする。

(1) 工事の概要

(2) 技術資料の作成及び提出に係る事項

(3) 実施上の留意事項

(4) その他委員会が必要と認める事項

2 送付資料は、郵送又は電送により送付するものとし、電送の場合は受付確認を行うものとする。

(技術資料の内容)

第 5 条 技術資料の内容は、次に掲げるものの中から、当該工事の特性等に応じて委員会が選択するものとする。

(1) 施工実績

ア 同種又は類似の工事の施工実績

イ 近隣地域内における工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者

ア 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名(複数の候補者でも可)

イ アの予定者の資格、工事経験等

2 第 3 条により選択した業者が共同企業体の代表者である場合は、技術資料の提出と併せて、共同企業体要領第 5 条第 2 項に基づく特定建設共同企業体入札参加資格審査申請書により資格審査の申請をしなければならない。

(技術資料の審査)

第 6 条 委員会は、提出された技術資料の審査を行い、審査の結果を踏まえ、選定要綱第 6 条の指名基準に基づき、技術資料を提出した者の中から当該工事の競争入札に参加する者を指名するものとする。また、指名をしない者には非指名の通知を行うものとする。

2 非指名の通知には指名をしない理由を付し、その理由について所定の期限内に説明を求められる旨を明記するものとする。

3 指名をしない理由については、選定要綱に規定する指名基準の各事項のいずれかの観点から指名しなかったかを明らかにするものとする。

4 共同企業体要領第 5 条第 3 項の認定は、技術資料の審査と併せて行われ、第 1 項に規定する指名をもって認定されたものとみなす。

(非指名理由の説明)

第 7 条 非指名の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 6 3 年法律第 9 1 号)第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非指名理由についての説明を求められるものとする。

- 2 市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。
- 3 前項に掲げる事項については、第4条に規定する送付資料においてあらかじめ明らかにするものとする。

（苦情申立て）

第8条 市長からの非指名理由の説明に不服がある者は、非指名理由の説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により市長に対して、苦情の申立てを行うことができる。

- 2 苦情の申立てに対する審議は、委員会が行う。
- 3 第1項に掲げる事項及び次に掲げる事項については、第4条に規定する送付資料及び第7条第2項に規定する回答においてあらかじめ明らかにするものとする。

（1） 苦情申立ての受付窓口及び受付時間

（2） 苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

（現場説明会）

第9条 現場説明会は、工事主管課が特に必要があると認める場合を除き行わない。

（実施上の留意事項）

第10条 実施にあたっては次の事項に留意するものとする。

（1）本手続においては、技術資料が提出されたことをもって、提出者に入札参加意欲があるものとみなす。

（2）技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

（3）技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。

（4）技術資料に虚偽の記載をした者は、選定要綱に規定する指名停止を行うことができる。

（5）第2号から第4号までに掲げる事項については、第4条に規定する送付資料においてあらかじめ明らかにするものとする。

（その他）

第11条 この要領の適用に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この実施要領は、平成9年5月16日より施行する。
- 2 公募型指名競争入札方式の試行手続きについて（平成7年5月31日決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。